新旧対照表

頁	項目				旧(修正前)	新(修正後)	
2	第1	1	(5)	ア共通事項	(ウ) バリアフリーに配慮した施設	(ウ) ユニバーサルデザインの理念に沿った施設	
					段差の解消、音声案内、電光掲示板の設置等利用者の特	段差を設けないことで誰もが利用しやすく、音声案	
					性に配慮し、誰もが利用しやすい施設とする。	内、電光掲示板の設置により利用者に必要な情報が	
						簡単に伝えられる、ユニバーサルデザインの理念に	
						沿った施設とする。	
6	第1	1	(6)	(イ)維持管理	なお、大規模修繕については、本事業には含まない。	なお、大規模修繕については、本事業には含まない。	
				業務	大規模修繕とは、以下のいずれかに当てはまるものをい	大規模修繕とは、岡崎市市有建築物管理保全基本方針	
					う。	に示す保全部材のうち、計画的改修を行う必要のある	
					(建築) 建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対	部材に対する大規模な修繕をいう。大規模修繕に該当	
					して行う修繕	するかについては建築物修繕措置判定手法(建設大臣	
					(電気)機器、配線の全面的な更新を行う修繕	官房庁営繕部監修)を参考として市と協議するものと	
					(機械)機器、配管の全面的な更新を行う修繕	する。	
					(出典:建築物修繕措置判定手法(最新版)建設大臣官		
					房官庁営繕部監修 編集/(財)建築保全センター 発行		
					/(財)経済調査会)		
17	第2	4	(1)	エ	応募者の構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成企	応募者の構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成	
					業又は協力企業になることはできない。ただし、市が選	企業又は協力企業になることはできない。ただし、運	
					定事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募	営企業として参画する協力企業については、この限	
					者の構成企業又は協力企業が、選定事業者の業務等を支	りではない。	
					援又は協力することは可能とする。		
19	第 2	4	(5)	ア (3行目)	ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、提案書提出	ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認	
					日までの間は、市の承認及び参加資格の確認を受けた上	及び参加資格の確認を受けた上で、代表企業を除く構	
					で、代表企業を除く構成企業又は協力企業の変更、追加	成企業又は協力企業の変更、追加ができるものとす	
					ができるものとする。	る。	
1/15	リスク分担表			9	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(本	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(事	
					事業にのみ影響を及ぼすもの)	業者の利益に関係するもの)	

夏	•	項目		旧(修正前)	新(修正後)
3/1	5 リスク分担	表	58	利用者等第三者による施設の損傷(事業契約に定める範	利用者等第三者による施設の損傷(事業者の責による
				囲を超えるもの)	もの)
				リスク分担:市	リスク分担:選定事業者
3/1	5 リスク分担	表	59	前項以外利用者等第三者による施設の損傷	利用者等第三者による施設の損傷 (前項以外のもの)
				リスク分担:選定事業者	リスク分担:市